

議案第 2 号

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部
を改正する条例について

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部を改正
する条例を次のように制定する。

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める
条例の一部を改正する条例

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成 21 年小
松市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

本則第 2 号中「(文化財の保護に関することを除く。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(小松市埋蔵文化財センター条例の一部改正)
- 2 小松市埋蔵文化財センター条例（平成 22 年小松市条例第 25 号）の
一部を次のように改正する。
第 10 条中「小松市教育委員会」を「市長」に改める。
(小松市立河田山古墳群史跡資料館条例)
- 3 小松市立河田山古墳群史跡資料館条例（平成 4 年小松市条例第 31 号）
の一部を次のように改正する。
第 6 条中「小松市教育委員会」を削る。

小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成21年小松市条例第48号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例 平成21年12月28日 条例第48号</p> <p>改正 平成27年3月23日 条例第5号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p> <p>(1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</p> <p>(2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>(小松市体育施設条例の一部改正)</p> <p>2 小松市体育施設条例(昭和53年小松市条例第24号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第13条中「小松市教育委員会」を「市長」に改める。</p> <p>(小松市スポーツ賞条例の一部改正)</p> <p>3 小松市スポーツ賞条例(昭和41年小松市条例第36号)の一部を次のよ</p>	<p>○小松市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例 平成21年12月28日 条例第48号</p> <p>改正 平成27年3月23日 条例第5号</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。</p> <p>(1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</p> <p>(2) 文化に関すること_____。</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>(小松市体育施設条例の一部改正)</p> <p>2 小松市体育施設条例(昭和53年小松市条例第24号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第13条中「小松市教育委員会」を「市長」に改める。</p> <p>(小松市スポーツ賞条例の一部改正)</p> <p>3 小松市スポーツ賞条例(昭和41年小松市条例第36号)の一部を次のよ</p>

うに改正する。

第3条中「小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項及び第5条第2項中「教育委員会が市長と協議して」を「市長が」に改める。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(小松市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

4 小松市スポーツ振興審議会条例(昭和53年小松市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第3条第3項及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則(平成27年条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

うに改正する。

第3条中「小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第4条第1項及び第5条第2項中「教育委員会が市長と協議して」を「市長が」に改める。

第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(小松市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

4 小松市スポーツ振興審議会条例(昭和53年小松市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条中「小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「市長」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第3条第3項及び第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則(平成27年条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(小松市埋蔵文化財センター条例の一部改正)

2 小松市埋蔵文化財センター条例(平成22年小松市条例第25号)の一部
を次のように改正する。

第10条中「小松市教育委員会」を「市長」に改める。

(小松市立河田山古墳群史跡資料館条例の一部改正)

3 小松市立河田山古墳群史跡資料館条例(平成4年小松市条例第31
号)の一部を次のように改正する。

第6条中「小松市教育委員会」を削る。

議案第 3 号

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
の一部を改正する規則

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部
を改正する規則を次のように制定する。

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関
する規則の一部を改正する規則

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成
22 年小松市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表中

「
(1) 埋蔵文化財センター，河田山古墳群史跡資料館，小松市立
博物館，本陣記念美術館，小松市立宮本三郎美術館及び宮本
三郎ふるさと館の管理及び運営に関する事務
(2) 文化財の保護及び調査に関する事務
」を

「
尾小屋鉦山資料館，小松市立博物館，本陣記念美術館，小松
市立宮本三郎美術館及び宮本三郎ふるさと館の管理及び運営に
関する事務
」に

改める。

附 則

この規則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

小松市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成22年小松市教育委員会規則第11号）新旧対照表

現行	改正後（案）																		
<p>(補助執行させる事務)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務を，同表の右欄に掲げる職員に補助執行させる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 1512 478 2049">教育委員会の権限に属する事務</th> <th data-bbox="414 1142 478 1512">補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 1512 742 2049">(1) <u>埋蔵文化財センター</u>，<u>河田山古墳群史跡資料館</u>，小松市立博物館，本陣記念美術館，小松市立宮本三郎美術館及び宮本三郎ふるさと館の管理及び運営に関する事務</td> <td data-bbox="478 1142 742 1512">小松市にぎわい交流部の職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="742 1512 853 2049">(2) <u>文化財の保護及び調査に関する事務</u></td> <td data-bbox="742 1142 853 1512"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 1512 957 2049">里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務</td> <td data-bbox="853 1142 957 1512">小松市産業未来部の職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="957 1512 1021 2049">中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務</td> <td data-bbox="957 1142 1021 1512">小松市市民共創部の職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員	(1) <u>埋蔵文化財センター</u> ， <u>河田山古墳群史跡資料館</u> ，小松市立博物館，本陣記念美術館，小松市立宮本三郎美術館及び宮本三郎ふるさと館の管理及び運営に関する事務	小松市にぎわい交流部の職員	(2) <u>文化財の保護及び調査に関する事務</u>		里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市産業未来部の職員	中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務	小松市市民共創部の職員	<p>(補助執行させる事務)</p> <p>第2条 次の表の左欄に掲げる教育委員会の権限に属する事務を，同表の右欄に掲げる職員に補助執行させる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="414 537 478 1086">教育委員会の権限に属する事務</th> <th data-bbox="414 190 478 537">補助執行させる職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 537 742 1086">尾小屋<u>鉦山資料館</u>，小松市立博物館，本陣記念美術館，小松市立宮本三郎美術館及び宮本三郎ふるさと館の管理及び運営に関する事務</td> <td data-bbox="478 190 742 537">小松市にぎわい交流部の職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="742 537 853 1086">里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務</td> <td data-bbox="742 190 853 537">小松市産業未来部の職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 537 957 1086">中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務</td> <td data-bbox="853 190 957 537">小松市市民共創部の職員</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員	尾小屋 <u>鉦山資料館</u> ，小松市立博物館，本陣記念美術館，小松市立宮本三郎美術館及び宮本三郎ふるさと館の管理及び運営に関する事務	小松市にぎわい交流部の職員	里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市産業未来部の職員	中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務	小松市市民共創部の職員
教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員																		
(1) <u>埋蔵文化財センター</u> ， <u>河田山古墳群史跡資料館</u> ，小松市立博物館，本陣記念美術館，小松市立宮本三郎美術館及び宮本三郎ふるさと館の管理及び運営に関する事務	小松市にぎわい交流部の職員																		
(2) <u>文化財の保護及び調査に関する事務</u>																			
里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市産業未来部の職員																		
中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務	小松市市民共創部の職員																		
教育委員会の権限に属する事務	補助執行させる職員																		
尾小屋 <u>鉦山資料館</u> ，小松市立博物館，本陣記念美術館，小松市立宮本三郎美術館及び宮本三郎ふるさと館の管理及び運営に関する事務	小松市にぎわい交流部の職員																		
里山自然学校大杉みどりの里及び西俣自然教室の管理及び運営に関する事務	小松市産業未来部の職員																		
中央公民館及び地区公民館の管理及び運営に関する事務	小松市市民共創部の職員																		

議案第4号

小松市文化財保護条例の一部を改正する条例について

小松市文化財保護条例の一部を改正する条例について次のように制定する。

小松市文化財保護条例の一部を改正する条例

小松市文化財保護条例（昭和36年小松市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、ふるさとこまつを未来へつなぐ条例（平成28年小松市条例第3号）に掲げる基本理念にのっとり、先人たちが守り伝えてきた小松市内の文化財の保護と活用を図るとともに、その価値と魅力を高め、未来へつないでいくことを目的とする。

第3条第3項中「小松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「小松市長（以下「市長」という。）」に改める。

第4条の見出し中「調査委員会」を「文化財保護審議会」に改め、同条第1項中「文化財の調査にあたり」とともに、教育委員会の」を「文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第190条第2項の規定に基づき、市長の」に改め、「重要事項を」の次に「調査」を加え、「教育委員会に意見を」を「市長に意見を」に、「小松市文化財調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を「小松市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）」に改め、同条第2項中「調査委員会」を「審議会」に、「教育委員会」を「市長」に改める。

第7条第1項中「教育委員会」を「市長」に、「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」を「法」に改め、同条第2項及び第3項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4項中「教育委員会」を「市長」に、「調査委員会」を「審議会」に改める。

第8条中「教育委員会」を「市長」に、「調査委員会」を「審議会」に改める。

第9条から第16条までの規定中「教育委員会」を「市長」に改める。

第17条中「調査委員会」を「審議会」に改める。

第 18 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
(特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年小松市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。
別表中「文化財調査委員会委員」を「文化財保護審議会委員」に改める。

小松市文化財保護条例（昭和36年小松市条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、小松市の区域内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>(市民、所有者等の心構)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>は、この条例の執行にあたっては関係者の所有権、その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(調査委員会の設置)</p> <p>第4条 <u>文化財の調査にあたるとともに</u>、<u>教育委員会の</u>諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を<u>審議し、かつ、これらの事項に関し教育委員会に意見を具申すため小松市文化財調査委員会(以下「調査委員会」という。)</u>を置く。</p> <p>2 <u>調査委員会の委員(以下「委員」という。)</u>の定数は10人以内とし、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>(指定)</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ふるさとこまつを未来へつなぐ条例（平成28年小松市条例第3号）に掲げる基本理念にのっとり、先人たちが守り伝えてきた小松市内の文化財の保護と活用を図るとともに、その価値と魅力を高め、未来へつなぐことを目的とする。</p> <p>(市民、所有者等の心構)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>小松市長(以下「市長」という。)</u>は、この条例の執行にあたっては関係者の所有権、その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p> <p>(文化財保護審議会の設置)</p> <p>第4条 <u>文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。)</u>第190条第2項の規定に基づき、<u>市長の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、かつ、これらの事項に関し市長</u>に意見を具申するため<u>小松市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)</u>を置く。</p> <p>2 <u>審議会</u>の委員(以下「委員」という。)<u>の定数は10人以内とし、市長</u>が委嘱する。</p> <p>(指定)</p>

第7条 教育委員会は、文化財のうち重要なもの(文化財保護法(昭和25年法律第214号)により指定されたもの及び石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)により指定されたものを除く。)で保護顕彰の必要があると認められるものを、小松市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2 第1項の指定をするには、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、無形文化財の指定にあたっては、その文化財の保持者の認定をしなければならない。

4 第1項の指定及び前項の保持者の認定をするには、教育委員会は、あらかじめ調査委員会に諮問しなければならない。

(上申の手続)

第8条 教育委員会は、指定文化財のうちで、特に重要と考えられるものを調査委員会の同意を得て県又は国に対しその指定方を申請することができる。

(解除)

第9条 指定文化財がその価値を失った場合その他特殊な事由が生じたときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。

2 (略)

3 (略)

(所有者の管理義務及び管理責任者等)

第7条 市長は、文化財のうち重要なもの(法

により指定されたもの及び石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)により指定されたものを除く。)で保護顕彰の必要があると認められるものを、小松市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2 第1項の指定をするには、市長は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、無形文化財の指定にあたっては、その文化財の保持者の認定をしなければならない。

4 第1項の指定及び前項の保持者の認定をするには、市長は、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

(上申の手続)

第8条 市長は、指定文化財のうちで、特に重要と考えられるものを審議会 の同意を得て県又は国に対しその指定方を申請することができる。

(解除)

第9条 指定文化財がその価値を失った場合その他特殊な事由が生じたときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 (略)

3 (略)

(所有者の管理義務及び管理責任者等)

第10条 指定文化財の所有者は、この条例及び教育委員会の指示に従い指定文化財を管理しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により管理責任者を選任しようとするときは、その所有者はあらかじめ教育委員会にその旨を書面で届け出なければならぬ。管理責任者を解任しようとするときも同様とする。

4 (略)

5 教育委員会は、指定文化財について所有者が判明しない場合又は所有者、管理責任者による管理が困難若しくは不相当と認められる場合には、所有者又は権原に基づく占有者の同意を得て適当な管理団体を指定し、又は市自から管理団体となつてこれを管理することができる。ただし、所有者又は権原に基づく占有者のない場合はこの限りでない。

6 (略)

7 (略)

(所有者及び管理責任者並びに管理団体の変更)

第11条 指定文化財の所有者が変更したとき、又は所有者、管理責任者若しくは管理団体の名称、住所等を変更したときは、関係者は、すみやかに教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第12条 (略)

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、その管理又は修理について指揮監督をすることができる。

第10条 指定文化財の所有者は、この条例及び市長の指示に従い指定文化財を管理しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により管理責任者を選任しようとするときは、その所有者はあらかじめ市長にその旨を書面で届け出なければならぬ。管理責任者を解任しようとするときも同様とする。

4 (略)

5 市長は、指定文化財について所有者が判明しない場合又は所有者、管理責任者による管理が困難若しくは不相当と認められる場合には、所有者又は権原に基づく占有者の同意を得て適当な管理団体を指定し、又は市自から管理団体となつてこれを管理することができる。ただし、所有者又は権原に基づく占有者のない場合はこの限りでない。

6 (略)

7 (略)

(所有者及び管理責任者並びに管理団体の変更)

第11条 指定文化財の所有者が変更したとき、又は所有者、管理責任者若しくは管理団体の名称、住所等を変更したときは、関係者は、すみやかに市長に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第12条 (略)

2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、その管理又は修理について指揮監督をすることができる。

<p>3 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定により補助金の交付を受けたものがこの条例に違反し、又は補助金の交付を受けた目的以外に使用したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(現状変更の制限)</p> <p>第13条 指定文化財の現状を変更しようとするときは、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状変更に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(修理の届出)</p> <p>第14条 指定文化財の修理をしようとするときは、所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による補助金の交付又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の修理について<u>教育委員会</u>は、技術的な指導と助言を与えることができる。</p> <p>(公開)</p> <p>第15条 <u>教育委員会</u>は、指定文化財の所有者若しくは権原に基づく占有者、管理団体又は保持者に対し、<u>教育委員会</u>の行う公開の用に供するため指定文化財の出品又は公開を勧告することができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第16条 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めたときは、指定文化財の所有者又は管理団体に対し、その文化財の現状若しくは管理又は修理の状況について報告を求めることができる。</p>	<p>3 <u>市長</u>は、第1項の規定により補助金の交付を受けたものがこの条例に違反し、又は補助金の交付を受けた目的以外に使用したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(現状変更の制限)</p> <p>第13条 指定文化財の現状を変更しようとするときは、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状変更に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>(修理の届出)</p> <p>第14条 指定文化財の修理をしようとするときは、所有者又は管理団体は、あらかじめその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。ただし、第12条第1項の規定による補助金の交付又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項の修理について<u>市長</u>は、技術的な指導と助言を与えることができる。</p> <p>(公開)</p> <p>第15条 <u>市長</u>は、指定文化財の所有者若しくは権原に基づく占有者、管理団体又は保持者に対し、<u>市長</u>の行う公開の用に供するため指定文化財の出品又は公開を勧告することができる。</p> <p>(報告)</p> <p>第16条 <u>市長</u>は、必要があると認めたときは、指定文化財の所有者又は管理団体に対し、その文化財の現状若しくは管理又は修理の状況について報告を求めることができる。</p>
--	--

<p>(連絡機関)</p> <p>第17条 調査委員会は、文化財の調査等に関しては、小松市立博物館協議会と連絡するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</p>	<p>(連絡機関)</p> <p>第17条 審議会は、文化財の調査等に関しては、小松市立博物館協議会と連絡するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成31年4月1日から施行する。</p>
--	--

議案第 5 号

小松市文化財保護条例施行規則を廃止する規則について

小松市文化財保護条例施行規則を廃止する規則について次のように制定する。

小松市文化財保護条例施行規則を廃止する規則

小松市文化財保護条例施行規則（昭和 36 年教育委員会規則第 5 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

小松市埋蔵文化財センター規則を廃止する規則について

小松市埋蔵文化財センター規則を廃止する規則について次のように制定する。

小松市埋蔵文化財センター規則を廃止する規則

小松市埋蔵文化財センター規則（平成 22 年教育委員会規則第 4 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

小松市立河田山古墳群史跡資料館規則を廃止する規則について

小松市立河田山古墳群史跡資料館規則を廃止する規則について次のように制定する。

小松市立河田山古墳群史跡資料館規則を廃止する規則

小松市立河田山古墳群史跡資料館規則（平成 4 年教育委員会規則第 5 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

小松市立小学校及び中学校の準教科書の無償措置に関する規則
の一部を改正する規則について

小松市立小学校及び中学校の準教科書の無償措置に関する規則の一
部を改正する規則を次のとおり制定する。

小松市立小学校及び中学校の準教科書の無償措置に関
する規則の一部を改正する規則

小松市立小学校及び中学校の準教科書の無償措置に関する規則（昭和
48年小松市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。
第6条第1項中学校中「・道徳（全学年）」を削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

小松市立小学校及び中学校の準教科書の無償措置に関する規則（昭和48年小松市教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(準教科書の種目)</p> <p>第6条 小学校及び中学校における無償給与又は貸与の準教科書の種目は、次に掲げるものとする。</p> <p>小学校 体育(全学年)・特別活動(全学年)</p> <p>中学校 体育(第1学年)・<u>道徳(全学年)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(準教科書の種目)</p> <p>第6条 小学校及び中学校における無償給与又は貸与の準教科書の種目は、次に掲げるものとする。</p> <p>小学校 体育(全学年)・特別活動(全学年)</p> <p>中学校 体育(第1学年)_____</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

議案第9号

平成31年度使用小・中学校準教科用図書採択について

次のことについて議決を求める。

記

資料1

- ・平成27年度使用準教科書 審査用図書見本一覧

資料2

- ① 平成27年度使用小・中学校準教科用図書採択に関する研究報告書
 - ・小学校 体育
 - ・中学校 体育
- ② 平成23年度使用小・中学校準教科用図書採択に関する研究報告書
 - ・小学校 特別活動

資料3

- ・小松市立小学校及び中学校の準教科書の無償措置に関する規則

資料 1

平成 27 年度使用準教科書 審査用見本一覧

小学校体育		
番号	発 行 者 名	図 書 名
1	光 文 書 院	新版 体育の学習
2	学 習 研 究 社	みんなの体育
3	文 溪 堂	たのしいたいいく 「1, 2年生」「3, 4年生」「5, 6年生」

中学校体育		
番号	発 行 者 名	図 書 名
1	新 学 社	ワンダフルスポーツ
2	学 習 研 究 社	2011 中学体育実技 改訂版
3	暁 教 育 図 書	平成 27 年度 図解 中学体育
4	大 修 館 書 店	ステップアップ 中学体育 2011
5	東 京 書 籍	ビジュアル 新しい体育実技

小学校安全		
番号	発 行 者 名	図 書 名
1	学 習 研 究 社	改訂版 みんなの安全と生活
2	光 文 書 院	安全の学習 1年～6年

資料 2

平成 27 年度使用小・中学校準教科用図書採択に関する研究報告書

種目名【小学校体育】

発行者	文溪堂	書名	たのしい体育
推薦理由			
<p>体育科が 2 学年でひとまとまりであるという意識を児童も教師ももちやすい。内容が学習指導要領と一致しており、教師が指導事項を把握する際にも参考になる。全単元、「オリエンテーション→運動内容→学習のふりかえり」で構成されており、単元を通じた学習の見通し、単元学習という意識をもちやすい。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・オリジナルキャラクターが親しみやすく、うまくポイントを押さえている。 ・掲載されている運動が領域別になっており見やすい。 ・技の紹介が基本的に 1 ページに 1 つの技となっており見やすい。 ・学習で大切なめあてがきちんと立てられるように工夫されている。 ・学習カードに単元全体に関わるものと 1 時間ごとのもの 2 種類があり、活用しやすい。 			

平成 27 年度使用小・中学校準教科用図書採択に関する研究報告書

種目名【中学校体育】

発行者	東京書籍	書名	ビジュアル新しい体育実技
推薦理由			
<p>各領域の分野は、おおむねバランスよく配置されている。連続写真により一連の動きがつかみやすいよう工夫されている。</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ・技能ポイントとその練習方法が示されており、わかりやすい。練習方法の種類も多い。 ・課題に応じた運動への取り組み方がわかる配列になっている。 ・球技では、基礎的な技能練習とゲーム等に直結するミニゲームで構成されている。 ・文字の大きさが統一され見やすく、印刷も鮮明である。 ・表紙は厚く、丈夫である。 			

平成23年度使用小・中学校準教科用図書採択に関する研究報告書

種目名【小学校特別活動】

発行者 学研	書名 みんなの安全と生活
<p>推薦理由</p> <p><u>学習指導要領にある学級活動の指導内容が、バランスよく網羅されており、今日的課題も数多く取り上げられている。また、挿絵・写真・図表等が色彩豊かで効果的であり、児童が意欲的に学習に取り組める工夫がなされている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全と生活についての内容が幅広く取り上げられ、社会的スキルの内容もかなり充実している。また、発達段階に応じて学習内容に多様化が図られており、社会に対応できる能力の育成が図られている。 ・挿絵や写真が効果的に挿入されたり、作業的な活動や書き込み欄も設けられたり、児童の興味を引く工夫が非常に有効である。 ・大判サイズであり、文字が大きく読みやすい。また、色彩が豊かで印刷が極めて鮮明である。 ・全学年にわたり、不審者対応が冒頭でしっかり取り上げられている。 	

○小松市立小学校及び中学校の準教科書の無償措置に関する規則

昭和48年4月1日

教委規則第4号

改正 昭和49年4月1日教委規則第3号

昭和50年4月1日教委規則第5号

昭和58年10月1日教委規則第9号

(題名改称)

平成4年1月16日教委規則第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、小松市立小学校及び中学校において使用する準教科書を無償とする措置について、必要事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、準教科書の採択の制度を整備し、小学校及び中学校の教育の充実を図ることを目的とする。

(昭58教委規則9・一部改正)

(定義)

第2条 この規則でいう「準教科書」とは、教科書の発行されていない教科又は教科以外の教育課程の主たる教材として授業に使用される図書をいう。

第2章 無償給付及び給与又は貸与

(昭50教委規則5・昭58教委規則9・改称)

(無償給付)

第3条 小松市は、毎年度、小学校の児童及び中学校の生徒が、各学年の課程において使用する準教科書で、第7条から第14条までの規定により採択されたものを購入し、小学校及び中学校の校長に無償で給付することができる。

(昭50教委規則5・昭58教委規則9・一部改正)

(無償給与又は貸与)

第4条 小学校及び中学校の校長は、前条の規定により、小松市から無償で給付された準教科書を当該児童又は生徒に無償で給与し、又は貸与することができる。

2 学年の中途において転入した児童又は生徒については、種目ごとに、転入後において使用する準教科書が、転入前使用の準教科書と異なる場合又は使用していなかった場合に無償で給与し、又は貸与する。

(昭50教委規則5・昭58教委規則9・一部改正)

(無償給与又は貸与の範囲)

第5条 小学校及び中学校において使用される準教科書の無償給与又は貸与を受ける者の範囲は、小学校の第1学年から第6学年までの児童及び中学校の第1学年から第3学年までの生徒とする。

(昭50教委規則5・昭58教委規則9・一部改正)

(準教科書の種目)

第6条 小学校及び中学校における無償給与又は貸与の準教科書の種目は、次に掲げるものとする。

小学校 体育(全学年)・特別活動(全学年)

中学校 体育(第1学年)・道徳(全学年)

- 2 教科書について変改の必要が生じた場合は、種目を追加し、又は削除することができる。
- 3 当分の間、全種目にわたらないことができる。

(昭49教委規則3・昭50教委規則5・昭58教委規則9・平4教委規則1・一部改正)

第3章 採択

(教育委員会の任務)

第7条 小松市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、小学校及び中学校において使用する準教科書の採択の適正な実施を図るため、小学校及び中学校において使用する準教科書の研究に関し、計画し、及び実施するとともに、小学校及び中学校の校長の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行うものとする。

(昭58教委規則9・一部改正)

(採択委員会の設置)

第8条 小学校及び中学校において使用する準教科書について、教育委員会に対し、種目ごとに2種の推薦を行うため小松市準教科書採択委員会(以下「採択委員会」という。)を置く。

(昭58教委規則9・全改)

(採択委員の構成)

第9条 採択委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

この場合において、委嘱する委員の数は、小学校及び中学校のそれぞれの種目ごとに3人又は5人とする。

(1) 小学校及び中学校の校長及び教員

(2) 教育委員会の指導主事

(昭58教委規則9・全改，平4教委規則1・一部改正)

(採択の基準)

第10条 採択の基準については、教育委員会において別に定める。

(昭58教委規則9・一部改正)

(採択の決定)

第11条 小学校及び中学校において使用する準教科書の採択は、採択委員会の意見を聞いて、教育委員会が種目ごとに1種の準教科書を決定する。

(採択の期間)

第12条 小学校及び中学校において使用する準教科書の採択の期間は、4年とする。

2 採択の中途において、採択した準教科書の発行が行われなくなった場合は、新たに採択する準教科書の採択期間は、発行が行われなくなった準教科書を採択していた期間を控除した期間とする。

(昭58教委規則9・平4教委規則1・一部改正)

(採択変えの時期)

第13条 小学校及び中学校において使用する準教科書の採択変えの時期は、教科用図書の採択変えの年度と同じくし、当該年度の12月又は1月に行うものとする。

(昭58教委規則9・一部改正)

(採択のための展示)

第14条 準教科書の採択のための展示は、教育委員会において当該年度の12月又は1月に行い、校長及び教員の研究に資する。

(昭58教委規則9・一部改正)

第4章 無償給付及び給与又は貸与事務

(昭50教委規則5・昭58教委規則9・改称)

(無償給付申請)

第15条 小学校及び中学校において使用する準教科書の児童及び生徒への無償給与又は貸与については、使用する前年度の3月15日までに、準教科書給付申請書(様式第1号)

により校長が教育委員会へ給付について申請するものとする。

(昭50教委規則5・昭58教委規則9・一部改正)

(転学児童及び生徒への無償給与又は貸与)

第16条 毎年度内に転入した児童又は生徒については、種目ごとに、転入後において使用する準教科書が、転入前の準教科書と異なる場合又は使用していなかった場合は、校長は、速やかに申請書により教育委員会へ給付について申請するものとする。

(昭50教委規則5・昭58教委規則9・一部改正)

(変災等による再度無償給与又は貸与)

第17条 変災等による準教科書の損傷、焼失等の場合は、教育委員会が事由を判別して当該児童又は生徒に再度無償給与又は貸与することができる。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(昭50教委規則5・昭58教委規則9・一部改正)

(受領報告)

第18条 校長は、準教科書の給付を受けた場合は、速やかに準教科書受領報告書(様式第2号)により、教育委員会へ提出するものとする。

(昭58教委規則9・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年3月20日から適用する。

附 則(昭和49年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、従前に定められていた様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成4年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成4年1月1日から適用する。

平成30年度 小松市サイエンスアドベンチャー

～「小学生もの作りコンテスト」「湯浅・中山賞研究発表会」～報告書

1. 開催日時・会場

【日時】平成31年1月19日（土）13:30～16:30

【会場】サイエンスヒルズこまつ わくわくホール

2. 参加者

アドバイザー：松原道男金沢大学教授

市内13小学校4～6年生30チーム参加 83名

(昨年18チーム)

発表者2名（小学生2名）

理科教育研究会教員4名



3. 内容

【小学生ものづくりコンテスト】

小学生が学校ごとに3人一組のチームを結成して、科学的なものづくりに挑戦した。今年の課題は、昨年度に引き続き「かさ袋ロケットを飛ばそう」。30分の制限時間内にロケットを3本製作し、合計飛距離とコントロールを競った。どのチームも互いに協力しながら、意欲的に取り組んだ。それぞれ製作→試技→改良を繰り返し、飛距離を伸ばすため試行錯誤を重ね、工夫して製作していた。設計図を持ってきたチームも多くあり、しっかり事前準備をしてきたことも感じられた。一人ひとりのかさ袋ロケットが飛距離を伸ばし、ラッキーゾーンに入るたびに、会場から歓声があがっていた。

【湯浅・中山賞研究発表会】

ものづくりコンテストに続いて、小松市児童生徒科学作品展で優秀な作品に送られる「湯浅・中山賞」を受賞した小学生2人の研究発表を行った。研究に対して、たくさんの児童が積極的に質問をしたり感想を述べたりして大変有意義な研究発表会となった。

閉会式では、金沢大学 松原教授より、「ものづくりコンテスト」と「湯浅・中山賞研究発表会」の講評を頂いた。



表彰校

金賞	稚松小学校
銀賞	芦城小学校A
銅賞	蓮代寺小学校A
努力賞	安宅小学校B

湯浅・中山賞研究発表

◆「納豆石けんのひみつ Part 2」
稚松小学校 6年 山前 裕有輝

◆「ヤママユガのたまごが
せんいのダイヤモンドにHENシーン!!」
第一小学校 6年 加納 菜実



寄附受納について

小松シティロータリークラブ 様より、国語教育充実の支援のために、
下記のとおり寄附のお申出がありました。

記

1. 受納日 平成31年3月25日（月）予定

2. 寄附金額 200,000円

3. 寄附の目的 「小松市小・中学生 かけはし文芸コンクール」
作品集出版支援金

4. 感謝状 平成31年3月25日（月）
小松シティロータリークラブ創立記念例会の席上にて
贈呈予定

平成30年度 森山啓ジュニア文芸賞 受賞者名簿

1 受賞者

◇生活作文の部

芦城中学校 1年 樋口 令奈 (ひぐち れいな) さん

題名：梅干しができる頃に

◇意見文の部

該当者なし

◇詩の部

月津小学校 1年 村井 心結 (むらい みゆ) さん

題名：さかなのきりみ

◇短歌の部

丸内中学校 2年 高倉 暉 (たかくら ひかる) さん

作品：先輩と旅館で過ごす最後の夜
さびしさ込めた枕を投げる

◇俳句の部

月津小学校 1年 吉田 真澄 (よした ますみ) さん

作品：出ばんまつバットのさきにあかとんぼ

御幸中学校 3年 鹿野 誉人 (かの たかと) さん

作品：鞆や地をけり僕は空になる

2 授与式

- (1) 日時 平成31年2月16日(金) 午後4時15分より
(2) 場所 市庁舎 6階 教育長室

小松市立高校 受検状況

	普通科					芸術コース					総計
	推薦受検	推薦内定	一般受検	一般合格	全合格者	推薦受検	推薦内定	一般受検	一般合格	全合格者	
平成24年度	38	24	148	139	163	33	10	27	27	37	200
平成25年度	30	24	148	137	161	29	10	29	29	39	200
平成26年度	38	24	159	140	164	24	10	21	21	31	195
平成27年度	41	24	152	137	161	29	10	29	29	39	200
平成28年度	32	24	154	140	164	23	10	22	22	32	196
平成29年度	30	24	145	136	160	38	10	35	30	40	200
平成30年度	17	17	158	148	165	30	10	25	25	35	200
平成31年度	19				0	31				0	0

平成31年度受検の主な変更点

- ①追検査等の実施(全県での変更)
- ②普通科推薦枠の減員 24名(15%)→16名(10%)

ひとつものづくり科学館 5周年記念事業 「ありがとうヒルズGO!5! フェスティバル」について

ひとつものづくり科学館の開館5周年を記念して、各種イベントを開催いたします。

【主な内容(予定)】

○5周年記念式典

3月21日(木・祝)12:00～ エントランスホール
ウクレレ演奏、保育園園児によるダンス披露 など



○記念講演会

3月23日(土)11:00～ 3Dスタジオ
国立天文台 渡部潤一氏 「幻の流星群を追って」



○ロボットイベント及び体験教室

「ムラタチアリーディング」、「金大チアリーディング」、「ロボットショー」、「バドミントンロボ」、「VR体験」、「ドローン体験」、「和菓子づくり体験」 など



○無料DAY

3月21日(木・祝)～3月24日(日) 4日間を3Dスタジオ及びワンダーランドを無料
記念品がもらえるビンゴ大会を実施



(ワンダーランド 3月リニューアル)



(イメージ)